



事業活動に影響を受けている事業者を応援します！

中小企業者等 物価高騰対策緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や不安定な世界情勢により、原油価格、物価高騰の影響を受けた村内事業者の方に対して、支援金を給付します。

申請期間：令和4年12月1日から令和5年1月31日まで

支給額は

1事業者あたり

法人事業者 10～50万円

従業員数10人以下 10万円

従業員数20人以下 20万円

従業員数30人以下 30万円

従業員数31人以上 50万円

個人事業者 3万円

申請方法は

持参

または

郵送

※従業員数は令和4年10月1日時点の常用雇用者数

※申請書は、添付の用紙をご活用いただくか、村ホームページからダウンロードしてください。

支援金が受けられる要件は？

村内で事業を営む事業者のうち

- ・大分類A－農業、林業のうち中分類－02林業

※農業・漁業は、別な制度で支援措置を設けていますので、改めて対象者に通知します。

- ・大分類D－建設業のうち中分類－06総合建設業、07職別工事業
- ・大分類E－製造業のうち中分類－09食品製造業、12木材・木製品製造業、31輸送用機械器具製造業、32その他の製造業
- ・大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業のうち中分類－33電気業
- ・大分類H－運輸業、郵便業のうち中分類－44道路貨物運送業、45水運業
- ・大分類I－卸売業・小売業のうち中分類－56各種商品小売業、57織物・衣類・身の回り品小売業、58飲食料品小売業、59機械器具小売業、60その他の小売業



- ・大分類M－宿泊業、飲食サービス業のうち中分類－75 宿泊業、76 飲食店
- ・大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち中分類－78 洗濯・理容・美容・浴場業
- ・大分類P－医療、福祉のうち中分類－85 社会保険・社会福祉・介護事業
- ・大分類Q－複合サービス業のうち中分類－87 協同組合（他に分類されないもの）
- ・大分類R－サービス業のうち中分類－88 廃棄物処理業、89 自動車整備業、90 機械等修理業

※産業分類は日本標準産業分類による。

○令和4年10月1日時点で事業を営んで事業収入を得て、申請日時点でも営業を継続している方。

○村税等（法人村民税、村県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の滞納がない方。

※その他、詳細については村ホームページにてご確認ください。

必要な書類

〔法人事業主〕

- ア 同意書兼誓約書（様式第1号 別紙1）
- イ 直近の事業年分の確定申告書類の控え等の写し
- ウ 法人事業概況説明書
- エ 村内事業所に勤務する従業員数を証明する書類
- オ 法人名義の振込先口座の通帳の写し。
- カ 代表者本人の身分証明書の写し

〔個人事業主〕

- ア 同意書兼誓約書（様式第1号 別紙1）
- イ 直近の事業年分の確定申告書類の控え等の写し
- ウ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し。
- エ 申請者本人の身分証明書の写し
- オ 申請者本人の滞納がないことの証明書（村外に住所を有する個人事業者に限る）

問合せ・書類送付先

〒039-4711 佐井村大字佐井字糠森20

電話 38-2111

佐井村総合戦略課 地域振興係

平日 8:15~17:00